

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	公害医療機関への診療報酬一時差止め	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第139条第3項	
所 管 課	保健所 保健医療業務課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合はその理由）	設定 ・設定できない ○法令の定めによる ＊（参考） 公害健康被害の補償等に関する法律 第139条第3項 「公害医療機関が第1項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、または公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該医療機関に対する診療報酬の支払いを一時差し止めることができる。」	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	適用除外
	適用除外の場合の根拠	行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭を給付する」場合に該当するため。